

国民会議派独立運動の諸段階

——「ガンディー時代」について——

やま ぐら ひろ いら
山 口 博 一

はじめに

- I 第 1 の 段 階
- II 第 2 の 段 階
- III 第 3 の 段 階
- IV 第 4 の 段 階
- V 第 5 の 段 階
- VI 第 6 の 段 階

は じ め に

小論は、独立達成後のインドの理解にとり不可欠の前提となる1947年の分離独立に関する研究の一部をなし、インドの独立運動の歴史における「ガンディー時代」（1919～47年）について政治史的な検討を行なおうとするものである。その重点は独立運動史における主要な主体であるインド国民会議派（以下会議派と略）におかれているので、その意味ではガンディー時代ばかりでなくガンディーについての試論でもある。

このように主題を限定したために、小論には、(1)ガンディー時代の社会経済史的諸側面、(2)全インド回教徒連盟（以下連盟と略）や左翼諸政党とくにインド共産党、および(3)独立運動史におけるガンディー時代以前の諸時期とくにそれに直接先行してその諸前提を形づくった1905～18年の時期、などについての分析はほとんどふくまれておらず、これらの諸点をふくめたより総合的なガンディー時代についての検討は他日にゆずることとする。しかし、小論においても、これらの諸点の考察にす

すむための若干の配慮は行なう予定である。

小論は、会議派運動史の観点から、1919～47年の時期を、(1)1919年のガンディーの全インド的な政治舞台への登場にはじまる段階、(2)1927年のイギリス政府によるインド統治法改正の必要性を検討するためのサイモン委員会の任命をもってはじまる段階、(3)1933年のガンディーによる反英非協力・不服従運動の中止につづく段階、(4)1939年の第2次大戦開始にはじまる段階、(5)1945年のその終結につづく段階、(6)1947年2月のアトリー・イギリス首相の期限付インド撤退声明にはじまる段階、の6段階に区分しているが、それぞれの段階について事態の推移は追うにしても政治史的叙述をなすのではなく、47年の分離独立の実現との関連においてそのおのおのの段階における政治史的帰結を明らかにすることを試みようとしている。

ガンディー時代の会議派運動史についてはすでにいくつかの通史がかかっている。小論は、それらのうちでもっとも新しく、もっとも包括的なものとみられるマジュムダール (R. C. Majumdar) の『インド独立運動史』(註1)の第3巻にたいする2次的分析を基礎としたものである。しかし、同氏ががべているように本書でさえも「パイオニア的著作」(註2)でしかない。小論はマジュムダールの足らざるところを他のいくつかの著作にたいする2次的分析によって補うとともに若干の1次資料

をも用い、上掲の段階区分のころみとともに二、三の新しい理解を提示しようとしてつとめている(注3)。

(注1) R. C. Majumdar, *History of the Freedom Movement in India*, 3 vols. (Calcutta, 1962~63). 本書は本文のみで合計1900ページに近いものであるが、インド独立運動史を四つの時期にわけ、第1の1763~1863年の時期、および第2の1860~1905年の時期を第1巻、第3の1905~18年の時期を第2巻、第4の1919~47年の時期を第3巻において扱っている。著者はもともとインド古代史家であるが、1952年にインド連邦政府教育省により独立運動史編纂のための委員会が設置されたさいに、その一員に任命され、のちに同委員会の資料収集・草稿作製のための責任者となった。ただし同委員会は当初の目的をはたすことなく55年に解散している (Vol. I, Appendix)。本書は厳密に政治史に限定され、多くの新資料を用い、全体としてバランスのとれた叙述を行なっている。第3巻においてはとくに、ガンディーの評価のために配慮がなされている。叙述は1947年8月15日をもって途切れ、運動史をそれ以後の出来事にむすびつけて理解するための配慮はみられない。以下この第3巻を Majumdar と略する。

(注2) Majumdar, xxxi.

(注3) 小論は本来「インド総合研究II」における昭和44年度の報告をなすものである。

I 第1の段階

この段階は、ガンディーの全インド的政治舞台への登場(1919年)からサイモン委員会の任命(27年)までをふくむ。

「マハトマ」(偉大な魂)として知られるガンディー(1869~1948年)は、1893年以来南アフリカにあったが、1915年初頭インドに帰国した。帰国後しばらくは地方的に活動していたが、やがて、第1次世界大戦直後の時期にインドにおけるイギリスの専制支配が一面ではさらに強化されたことに抗議して、1919年4月6日に全国的な規模でハルタル(商店などの一斉休業)を行なうことをよびかけ

た。これは非常な成功をおさめたといわれる。マジュムダールによれば「こうして1919年4月6日のハルタルはガンディーを全インド的な指導者としてうかび上らせた」(注1)。この日を皮切りにガンディーの指導下に非協力・不服従運動(注2)がすすめられたが、ガンディーは早くも4月18日には、数カ所の地方において民衆が暴力行為に出たことがこの運動をそこなうものであるとしてその停止を宣言している。

このように、ガンディーの全インド的舞台への登場を記念した19年4月の運動はわずか10余日をもって終息したのであるが、この短い期間のみをとってみてもかれの政治的行動の特徴のいくつかがすでにあらわれている。その一つは、かれが非協力・不服従運動における非暴力性を非常に重視し、イギリスの専制反対のためという政治的な運動を停止するにあたってこの目的とは直接に関係をもたない、その意味では非政治的な理由によったことである。第2に、さらにこの政治的目的はイギリス支配の打倒・インドの独立達成につながるものとして認識されていたのではなく、同年(19年)末における会議派のアムリトサル(Amritsar)大会で明らかになるように、かれはインドの政治的独立の意義をほとんど重要視していなかったのであり、またそれゆえにこそこの場合のように一つの大きな、しかも発展の過程にある政治的な運動を非政治的な理由によって停止することが出来たのである。以上の二つの特徴はのちに20年代から30年代にかけてさらにきわ立ったものとなるのだが、この19年4月の場合にも、ちょうどこの運動のさなかの13日にアムリトサルにおいて英軍による無防備の住民の大量虐殺事件がおき、15日以後パンジャブ州がしだいに戒厳令下におかれるという状況であるにもかかわらずガンディーによ

る停止がなされたのであるから、それらは同じく特筆に値するのである。

これまでのところ、ガンディーの運動はかれの個人的なものであって、会議派は一つの組織体としてはこれになら関係有していない。かえって、ガンディーは、かれが指導的な発言を行なった最初の会議派の大会であるアムリトサル大会において、ダース(C. R. Das)などの有力指導者に対立して、当時イギリス議会を通過したばかりの1919年インド統治法の実施に協力すべきことを主張しているのである。

ガンディーの政治的な活動がこのように会議派の公式の政策とは無関係に展開されたということは、19年末にはじまるキラーフアト(Khilafat)運動(～23年)の初期の段階についても同様にあてはまる。これは第1次大戦における戦敗国の一つであるトルコが回教圏のカリフを擁するところから同国にたいするイギリスなどの戦後処理にたいしてなされたインド・モスレムの抗議の運動である。それはインドのモスレムにかれらの内部におけるあらゆる差異をこえてモスレムとしての結束をよびかけたものである。モスレムとしての結束を主眼とし、しかもかれらは宗派的には少数派なのであるから、それは少なくとも潜在的には、宗派的な多数派であるヒンドゥにたいするかれらの相対的地位の向上を、しかもイギリスからの特別の譲歩によって獲得する、という方向を秘めていたのであり、事実このような方向は20年代末以降連盟によってきわめて意図的に追求されていったのである。キラーフアト運動の当時においては連盟はインドのモスレムのあいだにいまだ有力な地歩をしめてはいなかった。それがこのような地歩をしめるようになるのはようやく30年代後半のことである。しかし、これはその創立の時からヒンド

ゥにたいするモスレムの結束をよびかけてきた政党である。その創立は1906年末であったが、これはその前年の10月16日にイギリスによって強行されたベンガル州の分割にたいする空前の規模での抗議運動がいまだおとろえをみせていなかった時期であった。創立大会の決議は、連盟の目的がインド・モスレムの間にイギリスにたいする忠誠心をたかめ、モスレムの政治的利益を擁護することにあるとし、また、ベンガル分割の結果誕生した東ベンガル州においてモスレムが多数をしめるにいたったことをさして、分割は多数派住民の利益にかなうものであるとしているが^(註3)、このことは連盟があたかもイギリスの分割統治政策の一翼をになうために誕生した政党であることを示唆している。キラーフアト運動においてモスレムの共通の利益と結束が強調された背景としてこのような政治団体の活動の歴史があることを見逃すことは出来ない。

早くからキラーフアト運動に共鳴していたガンディーは、19年11月にその推進体として全インド・キラーフアト会議が組織されるとその議長に就任した。20年6月にはこの会議によってかれの非協力・不服従運動の考えにそった具体的な方針決定のための小委員会が任命されたが、小委員会を構成した7名の委員はガンディーのほかはいずれもモスレムであった^(註4)。この小委員会の提案によって8月1日にイギリスの対トルコ政策に抗議する全インド的なハルタルが行なわれた。会議派は組織体として、この運動を支持していたのではない。それは、19年の年次大会において新しいインド統治法にたいし一応協力の政策を打ち出しているのだから、たとえキラーフアト運動に限定したものであってもただちに非協力・不服従運動に支持をあたえることは出来なかった。事実、その執

行機関である全インド会議派委員会 (AICC) は 20 年 5 月末の決議において 同年末の年次大会以前に臨時大会を召集してこの問題の討議を行なうことに決定している。したがって、8 月 1 日のハルタルの前後までのキラーフアト運動は 会議派の公式な参加によってではなく、多分にその外側において、ガンディーの指導下にすすめられてきたのである^(註5)。このような経過および前年の会議派アムリトサル大会でのガンディーの発言から理解することは、この大会前後の時期において、ガンディー自身が、イギリスのインド統治に関してはイギリスとの協力、その対トルコ政策に関してはこれとの非協力という両面の態度を示していたことである。そして、ガンディーの気持はしだいに前者から後者の面に移動したと見てよいであろう。この場合におけるガンディーの主観的意図がヒンドゥとモスレムの友愛の促進をはかることであったことについては疑いの余地がないであろう。これはかれが死の直前に行なった最後の断食にいたるまでその終生かわらざる態度であった。しかし、かれのキラーフアト運動支持は、インドのモスレムをしてかれらがモスレムであるというだけの理由によって 結束をつよめてゆくのに役立つ、かくして長い視野でみた場合に巨大な政治的意味をもつことになった。後年かれはのちの連盟の終身総裁ジンナー (M. A. Jinnah) とのあいだにインドのモスレムがひとつの民族を形づくるものか否かを争うのであるが、キラーフアト問題においてのかれの役割は、その主観的意図を裏切って、インド・モスレムがひとつの民族をなすとのジンナーなどの主張を間接的に根拠づけるにあずかって力あったといえるのである^(註6)。

会議派は 20 年 9 月のカルカッタ臨時大会においてガンディー自身の提案にもとづいてキラーフア

ト問題についてのイギリスの態度および前年 4 月のパンジャブにおけるイギリスの圧制に抗議して非協力運動を開始することを承認し、ついで同年末のナグプール大会において正式にこのことを決定した。これは会議派にかかわりなくガンディーによってはじめられてきた運動を追認し、また会議派としてはじめて非協力運動を承認したものである。カルカッタ大会ではいまだに相当強力な反対がみられたにもかかわらず、ナグプール大会はほとんど全会一致に近い形でガンディーを支持したのであるから^(註7)、このナグプール大会をもって会議派内部におけるガンディーの指導の確立の時点と一応いえることが出来る。さきのハルタルの行なわれた 8 月 1 日はちょうどガンディー登場以前の会議派の最有力指導者であったティラクの病没の日でもあったから、結果的にはあるがこの日付は会議派の中心指導者の交代をしめすそれとしての意味をもつといえるのである。カルカッタでの決議は前年の年次大会における対英協力決議を事実上くつがえしたものとみられるが、パンジャブでの弾圧はすでに前年の大会以前に発生していることであるから、重点は当然キラーフアト問題におかれており、したがってカルカッタ＝ナグプールでの決定は事実上会議派がこの問題を中心としての反英闘争を行なうことの決定であった。形のうえではここにモスレムと非モスレムのあいだの反英協力がなりたつたのであるが(会議派を非モスレムの政党であるというのではない)、それは前者を後者が支持するという内容をもつのであって、いまや会議派がモスレムにモスレムであるがゆえの結束を承認し、うながしたことになるのである。宗派問題についての会議派のこのような政策はモスレム独自の利益の存在をみとめるものであり、キラーフアト運動の終結後における連盟に

よるヒンドゥーにたいする 相対的優位確保のための主張を会議派として根本的に論破しえなかったことにつながるのである。

1920年に会議派によってはじめられた非協力運動はしばらくの間低調であったが、翌21年11月にAICCが不服従運動への発展をみとめて以来、同17日のイギリス皇太子のインド訪問をきっかけとしてカルカッタを中心とし大規模な反英運動に発展した。不服従運動の結果1カ月間に2万5000人が投獄された^(註8)。そのさなかにガンディー自身はグジャラート地方のバルドーリー(Bardoli)郡において大衆的な不服従運動を開始すべく準備中であったが、22年2月5日に北インドのチャウリ・チャウラ(Chauri Chaura)村において村民がかれらに発砲した警官たちに報復し22人を焼き殺す事態が起こるや、突然その停止を要請し、これが転換点となって20~22年の会議派の運動は急速に退潮にむかった。ほぼ時を同じくしてトルコの内政改革が起こったためにキラーフアト運動もその目標を喪失し、自然消滅した。

20~22年の会議派の反英闘争は公式にはキラーフアト運動支持のためのものであるが、多数の参加者にとっては、実質上インドにおけるイギリス支配への抗議の意味をもつものであったと思われる。けれども、これにたいするガンディーの態度をみると、かれがこのような政治的目的の達成よりも非暴力という非政治的要素を重視していたこと、このような政治的意義もかれによってはおそらくほとんど理解されておらず、そのゆえにこそ実質的には開始後わずか3、4カ月をへたのみで明らかに上昇の過程にある運動をその結果いかにおかまいなしに突然に停止しえたことを理解しうるのである。19年4月におけるかれの行動の特徴が拡大された形でくり返されているのである。

非協力・不服従運動の停止後、会議派の内部には1919年統治法下における議会活動に参加することの是非をめくりガンディー派とダース、モチラル・ネルー(ジャワハルラルの父)派の対立がおこり、結局妥協が成立して後者が会議派内にスワラーヂ(Swaraj)党を結成して議会活動を行なうのであるが、25年末のカンパール年次大会での決議にしたがってスワラーヂ党が議会ボイコットを行なって以来、会議派の活動は全面的な衰退をたどった。

この段階の主要な帰結をみると、キラーフアト運動においてモスLEMが独自の利害を有しそのために結束しなければならないことが強調されたが、ガンディーおよびのちに会議派はこれを見とめて支持をあたえた。ガンディーの全インド的規模での登場を意味した19年4月の闘争ではかれの非暴力の重視や政治権力の問題への無理解という特徴がしめされた。これらの点は、かれが20年の9月から12月にかけてその中心的指導者の位置を占めるようになってからの会議派の最初の大規模な闘争である20年12月~22年2月の時期に拡大してくり返された。この闘争につづく23年以後の時期に、ガンディーおよびそのグループは議会活動に関心をしめさなかった。

(注1) Majumdar, pp. 15~16.

(注2) ガンディーのサッチャーグラハ(真理の把握)運動のふたつの形として非協力と不服従がある。前者には破壊的な面として議会、法廷、政府系学校・大学などのボイコット、建設的な面としてヒンドゥー=モスLEM間の友愛促進、ハリジャン(「不可触賤民」)の向上、手紡ぎ手織り産業の普及などがある。後者は特定の法令に故意に違反することをさし、政府にたいする抗議として前者よりもすんだ形である。

(注3) C. H. Philips, *The Evolution of India and Pakistan, 1858 to 1947, Select Documents* (London, 1962), p. 194. 本書はイギリス統治の最後のおよそ100年間についての資料集として重要である。ただ

し、イギリス人史家である編者の編集方針にかたよりがみられる。以下 Philips と略する。

(注4) Majumdar, p. 72.

(注5) Majumdar の略年表 (pp. 81~83) はこのような経過をしめしている。

(注6) Majumdar はガンディーがそのキラーフット問題についてのモスLEM支持の意義をみずから把握していなかったことを強調しているが、これはガンディーの評価として当をえていると思われる (pp. 58, 64~65, 92)。

(注7) Majumdar, pp. 87~88, 97~100.

(注8) Majumdar, p. 137.

II 第2の段階

これは、1919年インド統治法の規定にしたがって統治制度検討のためにイギリスが任命したサイモン委員会のインド到着にたいする28年2月3日の全インド的ハルタルで幕をあげ、つづいて開始されたガンディー指導下の会議派による大規模な非協力・不服従運動が突然に中止された33年5月をもって終る。

数年間のスランプの時期のあと、会議派はこのハルタルの余波をうけつつ28年12月のカルカッタ大会をもってふたたびその活動を活発なものとした。この大会での会議派の決定はいわゆるネルー報告に基礎をおいたものである。これより先、各政党は会議派のよびかけによって全政党協議会をひらいて統治制度について協議し、モチラル・ネルーを議長とする小委員会を設置してサイモン委員会の調査に対抗する意味をもった憲法草案の起草を委嘱した。その草案は28年8月に上の協議会によって承認されたが、これが「インド憲法の諸原則を定めるための委員会報告」すなわちネルー報告である^(註1)。その骨子は、第1に、インドがカナダ、オーストラリア、南アフリカ、アイルランドと同等の自治領の地位をうるべしとするので

あり、第2に、その場合には連邦下院および各州議会(1院制)はそれぞれ宗派別でない合同の選挙区制を原則とすべしとするのである(連邦上院は州議会によって選出されるから結局連邦・州の全体を通じて合同選挙区制が原則となる)。ちなみに、当時の現行法である1919年統治法においては、議会の権限自体がはなはだしく制約をうけているうえに、たとえば連邦下院の場合、145名の定員中42名は任命制でのこりの103の議席のうち30がモスLEMに、2がシーク教徒に配分されていた。かくしてすでに宗派別選挙区制が選挙制度のひとつの重要な柱をなしていた。

会議派のカルカッタ大会はこのような内容のネルー報告を全面的に支持し、1年間の期限を付してその受諾をイギリスに要求した。このネルー報告の承認に関してはとくに右にあげた骨子の第2点——合同選挙区制の要求が重要である。この要求は、現行統治法の原則や連盟の立場に対立し、また実にキラーフット運動における会議派自身の態度にも反して、モスLEMに、また他のいかなる宗派にも、宗派としての政治上の独自の利害関係をみとめることの拒否を意味しているからである。このことは実際には会議派の方針の大転換を意味していた。ネルー報告の立場をその後の会議派がひきつづいて主張していたならば連盟の要求(結局それはパキスタン創設要求にまで発展したのだが)にたいする会議派の態度にも大きなちがいがみられたであろう。しかし、会議派がその大会においてこのような宗派独自の政治的利害の否定、あるいは、すくなくとも、このような特殊利害の選挙制度上の表現である宗派別選挙区制の否定を公式に主張したのは、1919~47年の時期においてはこのカルカッタ大会においてのみであった。

ネルー報告における合同選挙区制の主張はこの

ようにきわめて重要な意義をもっていたのだが、カルカッタ大会の主たる争点となったものはこの問題ではなくその骨子の第1としてあげた自治領地位の要求の点であった。この点に反対してスバス・チャンドラ・ボース^(注2)やジャワハルラル・ネルーをはじめとする急進派が完全独立の要求を主張し、票決の結果およそ3対2の比率で^(注3)自治領要求が支持された。このように、この大会はガンディー指導下の会議派においてはじめてかれに対立する強力な急進派があらわれた大会として意義深いものであったが、自治領か完全独立かをめぐる論議のかけに合同選挙区制要求の意義は見失われ、そのうえ、翌年のラホール大会においてそれは事実上撤回されてしまうのである。

このように28年大会の決議はネルー報告を基調としたものであったが、1年間の期限がすぎた翌29年末のラホール大会のそれは非常にちがった内容のものである。それは、従来会議派がかかげてきたスワラージ(自治)の要求が「完全独立」を意味すると規定し、「ネルー委員会報告の全構想」を否定し、「あらゆる会議派党員が向後その専一的な関心をインドの完全独立の達成にむける」ことを期待し、またAICCに不服従運動を開始する権限をあたえたものである^(注4)。ネルー報告はスワラージを事実上自治領と規定しているために否定されたのであるが、この大会においてもこのようにその焦点は完全独立の問題にあり、ネルー報告のなかの合同選挙区制の部分も同じく葬りさられることの意義はほとんど関心をひかなかったのである。そればかりでなく、会議派の決議はさらに「この大会はシーク教徒、モスLEM、その他の少数派にたいし、将来のどの憲法における宗派問題についての解決策もそれが関係者たちに十分な満足をもたらすものでないかぎり会議派には受諾

出来ないことを保証する」^(注5)とのべているが、これでは宗派的政党によるいかなる要求をも会議派としては拒絶しえなくなるのであり、マジウムダールがこの部分について「会議派は……将来提案されるどの憲法をも事実上みずから受諾しえなくしてしまった」^(注6)とみているのは正当であろう。宗派問題について28年大会でキラーフアト運動の段階をこえたかにみえた会議派は29年大会においてふたたびそこに逆もどりした。このように2度の大会において合同選挙区制の問題がほとんど関心の対象とならなかったことは、これについてのガンディー自身の関心の欠如をしめしているといえてよいであろう。

会議派がわずか1年で自治領から完全独立へとその要求をかめたのは、形のうえでは1年間の期限が切れたためであるが、実質的にはその内部における左派の抬頭がこの間に一層歴然たるものとなり、しかもその背後に農民運動、労働運動、青年・学生運動、婦人運動、テロリストの活動などが全般的に活発となっていたためである。これにたいしてガンディーはその指導的地位をかためなおすために周到な配慮を行なった。その一つは前年の大会で自治領案を積極的に支持したかれ自身が完全独立要求の決議案を上程することであったが、それはボースのみるところでは「マハトマは当時の国内の空気からみて、もしかれが反対しても独立要求の決議案は通るであろうから、かれ自身が提案者となった方がはるかにましであると感じた」^(注7)ためである。同時に、ガンディーは、ほとんどかれの右腕ともいえる存在であるサルダール・パテル(Sardar V. Patel)の議長への立候補を思いとどまらせ、かわりに左派の指導者の1人であるジャワハルラル・ネルーを推した。これはガンディーがパテルのかわりにネルーを議長

に推した3回の場合の最初であるが、このことはのちの2回(1936, 46年)の場合と同じくこの場合にも重要な意味をもった。ボースによれば「この出来事はマハトマとパンディット・ジャワハルラル・ネルーとの政治的接近の、したがって後者と会議派左翼との疎遠化の、はじまりを意味した……この時以来パンディット・J・L・ネルーはマハトマの一貫してかわらざる支持者である〔この部分は34年に書かれた〕」(註8)。このように、ガンディーはみずから独立要求の先鋒となり、またネルーとむすんでボースなどの非妥協的な左派の孤立化をはかり、かくしてその指導にたいする反対派のかなりの部分を少なくとも一時的に吸収することに成功した。このガンディーの独立要求については、かれがみずからの決議案にいうように実際にその「専一的な関心」をこれにむけていたかどうかは数年をいわずして明らかとなる。ボースなどの孤立化策についてみると、ボースによればこの大会の前後まで会議派左翼は6人の指導者をもっていたが、1930年以来「キチレフ(Kitchlew)博士と筆者〔ボース〕を例外として」ネルーをふくむ他の人々はおおむねガンディーの影響下におかれてしまったのである(註9)。この大会のあとで会議派の常任執行機関である運営委員会の選挙が行なわれた際、ガンディーは前年の運営委員の1人であったボースの排除をつよく主張してこれに成功した。運営委員会はかくして完全にガンディーの指導下におかれることになった(註10)。大会決議ではAICCが反英闘争を開始しうることになったが、これは実際には運営委員会付託という性質がつよく、したがって上のような事情のもとでは事実上ガンディーが一手にこれを掌握したにひとしいのである。こうしてガンディーは合法的な手続をへて会議派の事実上の独裁者に近い立

場をしめるにいたった。「全体としてラホール大会はマハトマの大勝利であった」(註11)とボースがみるのは当然である。この時のボースの運営委員会からの排除はガンディー派にネルーが協力した形で行なわれたが、それは30年代末から40年代はじめにかけてボースが事実上会議派そのものから排除された際の原型を形づくった。

不服従運動の指導権をほとんど一手にゆだねられた形のガンディーは、30年4月6日に形ばかりの製塩行為を行なって不服従運動開始のしるしとした。これをきっかけとして熱狂的ともいえるほどの反英不服従運動がはじまったが、その後の事態は、ロンドンにおける第1次円卓会議(30年11月~31年1月)と会議派によるボイコット、ガンディー=アーウィン協定(31年3月5日)とこれにつづく休戦、第2次円卓会議(31年9月~12月)とガンディーの出席、不服従運動の再開(32年1月)とこれにつづく「恐怖の支配」(reign of terror)の1932年、ガンディーによる32年9月の「死にいたる断食」(fast unto death)、第3次円卓会議(32年11~12月)、イギリス政府によるインド統治に関する白書の発表(33年3月)、会議派カルカッタ大会におけるその非難決議(33年3月末)といったジグザグを経てすすんだ。第1次円卓会議においてイギリスが事実上自治領の地位をあたえることに近づいた結果、ガンディーはアーウィン(Irwin)総督と協定をむすんだのであるが、この協定は、第1次円卓会議において討議された構想の基本が連邦制その他の諸点にあることを確認し、将来この構想をさらに考察する必要があることをのべ、その場合には、会議派代表の参加も必要であるとしただけの内容にすぎず、完全独立はもとより自治領の地位についてもまったく言及はなく、しかもこれらとひきかえの形で不服従運動の中止を詳細に規定し

ているのであるから^(註12)、ちょうど1年間におよぶ不服従運動の成果が皆無にひとしいことを宣言するようなものであり、さきのラホール大会決議についてのガンディーの真意をうたがわしむるに十分であるといえた。しかし、これは3月末の大会で承認され、しかもマジウムダールによれば、「事実ガンディーの人気はこの時にクライマックスに達したように思われる」^(註13)。ガンディーが会議派代表として出席した第2次円卓会議は宗派の特殊の利害を主張するモスLEM代表たちの要求のためになんらの成果をもおさめえなかった。この会議は、イギリスの暗黙の支持をえたこれらの宗派主義者によって失敗させられたといっているのだが、さきのラホール大会で会議派が憲法問題に関する「関係者一同の満足」をうたいあげたことがかれらをはげましたとみることは決して不当ではないであろう。この会議の失敗の結果運動は再開されたが、これにたいする政府の抑圧は会議派史上空前の「恐怖の支配」をうみ出した。逮捕されたもの10万人といわれる。その途中でイギリスは32年8月に「コミューナル裁定」^{フオード}を発表したが、これは宗派別選挙区制の原則によって、各宗派にそれぞれ一定数の議席の配分を定めたものであった。これが発表されるとまもなくガンディーはそのなかのハリジャンに関する部分の改正を要求して「死にいたる断食」にはいり、その結果かれらに有利な議席の再配分が行なわれた。この断食はハリジャン問題にたいするガンディーの一貫した関心をしめすものであったとはいえ合同選挙区制を主張してのものではなく、ましてや完全独立を要求してのものではなく、そのためあらためてガンディーがその「専一的関心」を独立の問題にはらっていないことを示唆した。ボースによればこの断食は不服従運動の「転回点」であって、その

後は「政府が会議派にたいして断然優位に立った」^(註14)のである。このような事情を反映してか33年3月に発表された白書は円卓会議の成果をまとめたはずのものでありながら自治領地位の獲得にもほど遠いものであり、したがって会議派が大会決議をもってこれを非難したのは当然であった。このような経過のなかで運命の33年5月8日をむかえる。

この日、当時獄中にあったガンディーは突然ハリジャンの件に関してかれ自身および人々の心をきよめるためとして3週間の断食にはいった。政府はかれを即時釈放したが、ガンディーはただちに声明を発表し「もしも私の頭脳がなんらかの外的な、すなわちハリジャン事業以外の事柄によってしめられるならば断食の全目的が破壊されるであろう」^(註15)として不服従運動が一時中止されることを会議派にもとめ、同時に政府に逮捕者の釈放を要求している。会議派の議長代理はただちに運動の中止を指令した。不服従運動はこの中止のち大衆的な規模ではついに再開されなかったのであるからこれは結果的には一時中止ではなく停止を意味するものとなった(公式の停止決定は34年5月20日)。ガンディーの関心が独立の達成になかったことは以上でも示唆されてきたが、この時期にはそれは明らかにハリジャンの向上という非政治的な問題にむけられており、このゆえにこそ白書にたいする抗議のさなかにあってもかれは反英運動の中止を要請することが出来たのである。このようにして19年以来みられたかれの行動の特徴はここに3度いかになく発揮されたのであるが、20～22年の場合にくらべてみると、29～34年の運動ははじめから反英独立運動としてはじめられたものであり、しかも今回はチャウリ・チャウラ事件のように特別の暴力事件もなかったのであるか

ら、右のようなガンディーの行動の特徴はいつでもあざやかにみられる。33年における停止の仕方はこうして民族運動指導者としてのガンディーの限界をほぼ純粋な形でしめしたものである。29～33年の運動がガンディー指導下の3度目にして最後の大衆的運動となったことは理由のないことではない^(注16)。ガンディーの逮捕者釈放要求はそれ自体かれが運動の継続に関心を失なったことの表明であるが、これに対し政府は運動が公式に停止されない限りこれに応じないとした。すなわち政府は会議派の全面降伏を要求したのであり34年の公式停止とともに始めて釈放を行なった^(注17)。

ガンディーによる中止にたいし、かれによって中央指導部から追放され当時たまたま国外にあったボースは、ただちに5月9日にV・J・パテルと共同声明を発し「われわれはマハトマ・ガンディーが、政治家としては失敗したとはっきり考える」とのべて会議派指導部の交代をよびかけ、また会議派自体の再編がなされなければ「会議派の内部にあらゆる急進的要素をあつめた新党が結成される必要がある」とのべた^(注18)。ラホール大会での完全独立の要求にいったんは吸収された形の反対派がここにふたたび抬頭することになるのであるが、この共同声明はガンディーに代わる指導の必要を始めて公然と提唱したものである。

この段階の主な帰結は、ネルー報告における合同選挙区制の要求によって会議派は宗派問題について理論的にキラーフアト運動の段階をこえたかにみえたが、ラホール決議によってふたたび逆もどりし、かえってコミユナリズムを勢いづけたこと、28年から29年にかけて有力な左派が会議派の内部にあらわれたが、ガンディーはそのなかのネルーとむすんでボースに敵対したこと、ガンディーの事実上の独裁的指導のもとに会議派はガンデ

イー時代では名実ともにはじめての反英独立闘争を行なったこと、しかしガンディーの独立獲得への関心の欠如のためにそれが失敗し、民族運動指導者としてのかれの限界があらわになったこと、ガンディーにかわる指導部をもとめる声がかれはじめてのこと、以上である。

(注1) ネルー報告の全文は筆者未見であるが、Majumdar (pp. 312~313) はその要約をつたえている。Philips はかなり長い抜すいをふくむが (pp. 228~233) 合同選挙区制に関する提案の部分を省略している。

(注2) ボース自身もネルー報告の起草者の1人であったが、インドの将来の地位については完全独立を主張した少数派に属した。S. C. Bose, *The Indian Struggle 1920~1942* (Bombay, 1964), p. 150. この版は Part I としてボースの著書である同一題名の書物を取め、Part II としてボースの講演など16篇を付している。以下 Bose と略する。

(注3) Majumdar, p. 317.

(注4) Philips, p. 237.

(注5) Majumdar, p. 328.

(注6) Majumdar, p. 328.

(注7) Bose, p. 173.

(注8) Bose, pp. 169~170.

(注9) Bose, pp. 28~29. S・キチレフはパンジャブ出身のモスレムで、47年にはインドの分割に反対した (Majumdar, p. 810)。

(注10) Majumdar, p. 330; Bose, pp. 174~175.

(注11) Bose, p. 175.

(注12) Philips, pp. 241~242.

(注13) Majumdar, p. 382.

(注14) Bose, p. 258.

(注15) Majumdar, p. 478.

(注16) ここで3度目というのは19年4月を最初とみる意味である。

(注17) ボースはその著書の33~34年を扱った章を「敗北と降伏」と名づけている。

(注18) Bose, p. 357.

III 第3の段階

この段階は不服従運動の停止後第2次大戦の勃発にいたるまでの時期をふくむ。

33年の白書はやがて新しいインド統治法として35年に立法化された(施行は37年)。これは、選挙制度についてはさきのコミューナル裁定に基礎をおく分離選挙区制をとっており、しかも議席の配分はモスLEMに有利になされていた。たとえば、U. P. 州のモスLEMは人口の16%をしめるにすぎなかったが、州議会議席の30%近くを割り当てられていた^(註1)。

不服従運動の停止後、会議派は34年6月の運営委員会ではじめて白書および裁定につき討議したが、同委員会は、宗派別代表制の問題をめぐって党内に意見の差があることを理由に「コミューナル裁定を受諾も拒否もなしえない」との態度を決め、さらに「会議派は……関係各党のいずれかが同意しないいかなる解決案も拒否することを約束する」と声明した^(註2)。これは、さきのラホール大会決議の延長であるが、これでは会議派は連盟などによるいかなる要求をも理論上拒否しえないことになり、また、裁定をひとつの軸とする1935年統治法を根本的に批判することが出来ないであろう。しかも運営委員会はコミューナル裁定を討議するためのAICC召集の要請を拒否しているが^(註3)、これは、ガンディーの事実上の独裁のもとにある会議派の性格をしめすとともに、宗派的対立の激化にたいする会議派側の責任がその常任執行機関に集中していることをしめしている。

不服従運動後の会議派の最初の大会は34年10月であったが、これに先だつことわずか数日にして同じボンベイで会議派社会党が結成された。運動の停止にほとんど接するようにしてこのような組織が誕生したことは意義深いだが、これは会議派内の左派を統一したものではなく、ボースも参加していなかった。この会議派の大会ではその規約が改訂されて大会定員数およびAICC定員数がそ

れぞれ大幅に削減された。ボースはこれについて「今日マハトマはかれ自身がよびますのに力をかけた民主主義の諸勢力をおそれるようになって……マハトマはダイナミックな力ではなくなっている」^(註4)といているが、これは不当な評価とはいえない。ガンディーの事実上の独裁下にある会議派の意志決定機構はもはや多数の参加を必要としなくなったのである。

1936年はガンディー派とネルーの関係が接近するうえで重要な年であった。ネルーは同年4月の大会で議長に就任したが、その後運営委員会の多数をしめるガンディー主流派と政策上の対立をきたし、6月にプラサード(R. Prasad)、パテル、ラジャゴパラチャリ(C. Rajagopalachari)など6人の運営委員が辞表を出し、ガンディーの慰留によっていずれも辞意を撤回した^(註5)。同年末にふたたび大会がひらかれた際、このグループからパテルが立候補の意図を表明した。かれとネルーの間には政策上のかなりの差異がみとめられ、したがってもしも両者の対立となれば会議派は二分されてネルーがボースや会議派社会党に近づいたであろうとの推測も出来るのだが、29年の場合と同じように今度もガンディーの説得によってパテルは立候補を取り下げた^(註6)。ガンディーの意図はネルーを自己の陣営につなぎとめて会議派の統一をたもつとともにひきつづきボースなどを孤立させ、さらに37年に予定されている新統治下はじめての州議会選挙にそなえることにあつたと推定される。ガンディー派にとってボースとことなりネルーは必要とされたのであり、かれとの相違は許容されたのである^(註7)。ガンディー派とネルーの関係が接近するうえでこの年と29年とを比較してみるといずれがより重要であろうか。マジウムダールは明らかに36年をより重視して「これにつづく10年

間の歴史においてネルーが歩一歩、一段また一段としだいにガンディーの見解や実践に改宗していったことほど顕著なことはない」^(註8)とのべている。逆にボースは36年についてはほとんど注意を払っていないが、それは幾分かはかれとネルーの疎遠化において29年がより重要であったことにむすびついているのではないであろうか。

37年の州議会選挙の結果、会議派は英領インド11州中の8州において州政府を組閣した。これに先だって党内には組閣を受諾すべきか否かについて意見の対立があった。その際、かつて20年代にスワラージ党に対立して、議会ボイコットを主張したガンディー派が組閣を強力に主張したようである^(註9)。これはやがて47年における会議派の分離独立の受諾につながるものとして重要である。このようにして成立した会議派州政府は第2次大戦開始後の39年10～11月に辞任するまでの間にしだいに各地の農民運動と対立するようになった(全インド農民組合の結成は1936年)。この点の正確な理解のためには、会議派の農村における基盤が在村の大地主層(ザミンダールとは区別されるジョータダール)とどれほどのつながりをもっていたか、農民運動がこの層とどの程度の対立関係にあったか、についての研究にまつ必要がある。また、州議会の選挙制度がはなはだしくゆがめられたものであって、有権者は全人口の14%であるにすぎず、議席数が宗派別に、しかも前述のように不公正に配分されていることをこの場合とくに考慮にいれる必要がある。州議会は全体としてどうい

選挙の結果からみて連盟がモスLEM間にいまだ十分な影響を有していなかったことは明らかである。連盟はこのような劣勢を回復するために37年10月のラクノウ大会以来非常な努力をはらって態

勢の立て直しをはかった。この大会での総裁演説のなかでジンナーは会議派が州政府を組織して以来「かれらはモスLEMがかれらからいかなる正義や公正さも期待出来ないことをその言葉、行動、政綱によってますますしめしている」^(註10)とのべているが、これは会議派がU P州政府組閣に際して連盟からの入閣を拒否したことに関係があるとみられる。会議派のこの拒否は主としてネルーの指示によるものであった^(註11)。連盟はその後U P州を中心として急速に政党として成長し、ついに40年にはインド分割の方針を打ち出すようになる。

会議派の38年2月の大会ではネルーに代ってボースが議長に就任したが、ガンディー派とボースの関係は、同年9月のミュンヘン会談後ボースが第2次大戦を予想し、それを反英闘争再開の好機とみてそのための準備を主張し、ガンディー派がこれに反対したためにさらに悪化した。1938年はこのように会議派内の左右の対立、会議派と農民運動の対立、会議派と連盟の対立という三重の対立が進行した年として重要である。39年3月の大会にむけての議長選出の際にはボースとガンディー派のシータラメーヤ(P. Sitaramayya)の2人が対立し少差でボースが再任された。ボースが33年5月によびかけた会議派指導部の交代がいまや民主的な手続きをへて実現しえたかにみえた。しかし、ガンディー派はまき返しを行なってガンディーの同意をえられなければ議長は運営委員を指名しえないとする決議案の大会通過を成功させ、運営委員会の構成不能におこまれたボースは大会後2カ月たらずにして議長を辞任した。マジュムダールがいうようにこの決議によってガンディーは制度上の独裁者となった^(註12)。これにたいしボースは会議派内左派の結集をはかってフォワード・ブロックを結成した。このような経過から、

ボースが29年あるいは36年のネルーとことなつてガンディー派にとり許容しえない存在であり、39年にいたつてガンディー派がネルーとむすんで事実上ボースを会議派から追放したといえるであろう。このような強硬手段にうたててまで会議派指導部はイギリスとの宥和をのぞんだのである(注13)。

この時期の主要な帰結をみると、29年以来すすんできたガンディー派とネルーの接近が36年になってさらに決定的なものとなり、他方、ガンディー派とボースの対立が激化した。かつての議会ボイコット派は州政府組閣を主張したが、会議派州政府と農民運動の対立がおこった。キラーフット運動やラホール決議以来の伝統で会議派はコミューナル裁定に反対しえず、そのことが、連盟の強大化の一つの条件ともなった。以上三重の対立が進行し、39年ボースの事実上の追放となった。これには農民問題、コミューナル問題、その他経済計画の問題などがからむが、最大の問題は反英闘争か対英宥和かであったとみられる。ボース追放の必要上会議派は一層ガンディーの独裁体制を強化するにいたつた。

(注1) Majumdar, p. 562.

(注2) Majumdar, pp. 534~535.

(注3) Majumar, p. 537.

(注4) Bose, p. 306.

(注5) M. Brecher, *Nehru: A Political Biography* (Loudon, 1959), p. 224. 本書はカナダの政治学者による正確なネルーの伝記である。以下 Brecher と略する。

(注6) Brecher, p. 227.

(注7) 会議派の指導者の1人でモスレムであるアーザード (M. A. K. Azad) は第2次大戦中かれが議長であった当時の運営委員会について「ジャワハルラルがしばしばわたくしに同意したのを別にすれば、他の委員たちは大体ガンディーの指導にしたがうことで満足していた……かれらは滅多に自分自身で物事を判

断しなかつたし、どのみち自分の判断をガンディーにたいして通そうとしなかつた。だから、かれらとの討論はほとんど無意味であつた」といつている。M. A. K. Azad, *India Wins Freedom* (Calcutta, 1959), p. 75. 筆者がガンディー派というのはボースがしばしば用いる Gandhi Wing の訳であるが、その実体は第1にこのようにガンディーの掌中にある運営委員会である。そのなかでもとくにパテルとブラサードの2人はその全経歴をガンディーに負っている (Azad, p. 216)。アーザードの本書は主として1935年から48年初頭までを扱った自伝でインド現代史の貴重な資料である。以下 Azad と略する。

(注8) Majumdar, p. 557.

(注9) Brecher, p. 230.

(注10) Philips, p. 347.

(注11) Majumdar, pp. 562~563; Azad, pp. 160~162.

(注12) Majumdar, p. 583.

(注13) これまでボースについて左派あるいは左翼の語を無規定に用いてきたが少なくともかれを共産主義者と規定することは出来ないであろう。かれの共産主義とファシズムの総合の主張やインドにおける共産主義の将来性についての否定的見解 (Bose, pp. 314~315)、独ソ戦におけるドイツの勝利の確信 (Majumdar, p. 702) などを参照。

IV 第4の段階

この段階はほぼ第2次大戦の時期に相当する。

大戦勃発後、ボースは会議派による反英運動の再開のために努力をつづけた。会議派は大戦中の唯一のものとなったその大会を40年3月にラムガール (Ramgarh) で開いたが、これと同一時期に同じ場所でフォーワード・ブロックを代表するボースと農民組合を代表するサハジャーナンド (Sahajanand Saraswati) が指導して、これら両団体による「全インド対英妥協反対会議」が開かれ、会議派大会に圧力を加えようとした。ボース自身はこの会議が「巨大な示威行動」であつて「会議派大会よりも大きな成功」であつたとのべている

(註1)。ボースが会議派州政府と対立しつつあった農民運動と協力関係にはいったことは注目に値する。ボースと会議派主流との対立はこれによって新しい次元をつけ加え、ほとんど和解しえないものになったといえるのである。会議派大会ではアーザードが議長に就任した(46年7月まで留任)。かれは議長選出で対立候補となったロイ(M. N. Roy)を圧倒的にやぶっているから(註2)、ボース派はロイを支持したのではなかったと思われる。やがてボースは40年7月に投獄され、一時釈放されていた41年1月にインドを脱出し3月にドイツに到着した(日本との合流は43年)。ボースの会議派議長辞任、フォーワード・ブロックの結成、逮捕と国外脱出とつづく一連の事件は会議派の事実上の分裂を意味するものである。

会議派は、ようやく40年10月にガンディーの指導下に個人単位の不服従運動を開始したが、これは政治的に無力なものであって41年末に停止された。これより先、会議派はラームガール大会においてイギリスの戦争目的への協力が不可能であると述べ、また、インドの完全独立を要求したが(註3)、40年7月に運営委員会決議で右の要求を一步すすめて、イギリスによるインドの完全独立の宣言と暫定的な民族政府の樹立を要求し、「これらの措置がとられるならば国の防衛を有効に組織するために会議派が全力をあげて努力することが可能となるであろう」(註4)と宣言した。この時会議派は交渉のみによって独立の達成をえようとしていたのだが、この決議は独立達成という条件つきでイギリスの側に立って参戦することを述べたものであり、33年5月以来の対英宥和の方向の延長上にあった。また、国外から対英武力闘争にうったえようとしていたボースとは非常なひらきがある。同時に、この時期にはガンディーが非暴力主

義の立場から右のような会議派の政策に反対であったから、従来ガンディーの指導に完全に服してきたガンディー派およびネルーとガンディーとのあいだに初めて対立が生じた。アーザードは当時の事情を「私は会議派議長としてインドが自由でさえあれば民主主義諸国の陣営に参加させたかった……しかし、ガンディーにとってはそうではなかった。かれにとってはインドの独立ではなく平和主義が問題であった」(註5)といているが、これまでに再三ふれてきたガンディーの行動の特徴、民族運動指導者としてのその限界がここでまたもや鮮明にあらわれてくる。会議派指導部とガンディーとのこのような対立はいったんはうめられたのであるが、それは47年の分離独立時におけるより大きな対立の序曲としてみる事が出来る。このような会議派の要求にたいしてイギリスは「8月提案」をもって答えたが、それは会議派の要求を事実上拒否したものであった。上記の個人単位の不服従運動はこれにたいする抗議である。

この間に連盟は組織強化をすすめてきたが、会議派のラームガール大会に同じく40年3月にラホールで大会を開き、インドの西北部や東部のようにモスLEMが多数をしめる諸地域が「独立の諸国家」となることを要求した。ここではまだパキスタンの名称は採用されておらず、また単一の国家創設の要求ともなっていないが、連盟として初めて、公式に宗教を基準とするインド分割を要求したのである。この要求は、すくなくともキラフット運動以来のモスLEM独自の利益の主張の論理的に当然の到達点である。この大会でジンナーは総裁演説を行なって「インドにおける問題は宗派相互の間の問題ではなく明らかに民族相互の間の問題である」と規定して「インドを自立した諸民族国家に分割し主要な諸民族にそれぞれの祖国を

与える」ことを要求し、「単一のインド民族というこのあやまった考えが……諸君の問題の大半の原因である」とのべた^(註6)。これは、モスレムにとっての主たる邪魔物がイギリスの支配ではなくヒンドゥの存在であると明言したにひとしいものであって、この時以来連盟はヒンドゥの支配からのモスレムの解放をいっそうはっきりとめざすようになる。

42年3月、日本軍によるラングーン陥落の報に接したイギリス政府はただちに戦時内閣々僚のクリップス (Stafford Cripps) をインドに派遣して会議派や連盟と交渉にはいった。この派遣は多分にアメリカの圧力によってなされたものであって^(註7)、自治領の地位をあたえるため戦争終結後に制憲議会の選挙を行なうことを提案したのみであったから^(註8)、会議派との交渉は決裂した。クリップスは、また、同時にかくして制定された憲法をどれかの州が受諾しえない場合には、その州に別個の憲法制定を許し、同じく自治領の地位を与えることをも提案している。これはあきらかに2年まえの連盟の決議を意識してのことであり、イギリスとしてはじめてインド分割の可能性をみとめたものである。

クリップスとの決裂によって会議派はなんらかの行動を起こす必要にせまられた。ガンディー以外の指導部にとってはそれは40年7月の独立要求をいよいよ行動にうつすことであったが、ガンディーにおいては事情はことなっていた。かれは、日本軍のインド攻撃の可能性をまえにして、イギリスがインドから撤去するならば日本軍はインド攻撃の必要をみとめなくなるであろうからインドとしては戦争をまぬがれ非暴力の原則を守りうると考え、イギリスのインド撤去を要求することを主張した。「いまやガンディーの気持はまったくの

無意という一方の極端から組織的な大衆の努力という他の極端にうつりつつあった」とアーザードが述べているのはそのことをさしている^(註9)。こうして42年7月に運営委員会はイギリスのインド撤退を要求する決議を行ない、8月のAICCはこれを承認しあらためてイギリスへの撤退要求を決議した^(註10)。これが「インド撤退」(Quit India)要求といわれるものであるが、いかに運動を展開するかについてはこれらの決議は単にガンディーに指導を要請するのとべているのみで、具体的な方針はまったく定まっていなかった。そのためAICCが上の決議を行なった翌朝イギリス側が会議派の指導者たちを一網打尽に逮捕すると、会議派としてはもはや運動を指導する能力を失ったも同然であった。29～34年の一大民族闘争につづく大衆運動となるはずであったインド撤退要求運動は会議派の運動としてはこのように完全な失敗であった。この失敗のため、47年に会議派はかれらが拒否した5年まえのクリップス提案と事実上ほぼひとしい内容のものを(しかもパキスタン分離をふくめて)受諾しなければならなかったということも出来るのである。けれども、2度にわたって決議を行ない、しかも全面的な弾圧をうけたことによって、すくなくとも形のうえでは、会議派とボースの距離はちぢめられ、戦後になって会議派がナショナリズムの担い手として、ボースのインド国民軍の旧将兵を裁判において弁護しうる根拠となった。AICCの決議には、イギリス撤退後の暫定政府の構想がのべられているが、以上の経過からみてこれはおそらくガンディーの見解ではなく、かれの主たる関心は、日本の武力にいかにか非暴力的に対処するか点にあったと思われる。Quit Indiaとはおそらくかれのこのような心理状態に適合した語句ではなかったろうか。

このようにインド撤退要求闘争は 会議派の運動としては事実上開始されるまえに終わってしまったのだが、その決議の影響をうけて42年8月以降多くのグループや個人がイギリス支配への抵抗を行なった。しかしそれらもほどなく抑圧されて、マジウムダールによれば「1942年という年が終りに近づく頃にはインドの政治状態は嵐のすぎたあとの外面的なしずけさをみせていた」^(註11)。このように会議派がほとんど一掃されてしまった状態は、その対英撤退要求とはほぼ時を同じくして42年7月24日に8年ぶりに合法的存在となったインド共産党にとっては活動上の有利な条件であったはずである。同党はこの条件を生かして会議派の不在による空白をうめることに結局成功しなかったとみられるのであるが、この点の正確な理解のためには、第1に会議派のインド撤退要求闘争と同党との関係、第2に連盟のインド分割要求と同党との関係の研究にまつ必要がある。また、イギリスが47年に35年統治法のきわめて制限された選挙権と宗派別選挙制度との下における2大政党たる会議派と連盟とにたいして権力移譲を行なったのである点もインド共産党の理解にとって重要である。

すでに連盟は公然とインド分割を要求し、イギリスもクリップス提案においてこれへの配慮を求めた。これに呼応した形で会議派内部からも連盟の要求への積極的反応があらわれてくる。その最初のものではないにしても、もっとも顕著なものはガンディーその人によるものであった。かれは42年8月に逮捕され、釈放されてまもなくの44年9月にジンナーとたびたび書簡をかわし、また会談も行なっている。この時の往復書簡の一つである9月24日付のもの^(註12)において、かれは連盟のラホール決議にふれて、インドがいくつもの民族

からなるとみる考えには同意出来ないが、家族の一員がわかれてすむということならばかれとしては「1940年のラホールにおける回教徒連盟の決議にみられる分離要求の受諾を会議派と全国にすすめることが出来る」とのべている。かれとしてはインドの政治的分割それ自体に反対なのではなく、それが両宗派のあいだの友愛をすすめることになるか否かが重要なのである。そのためにモスレムとしての独自の利害の主張をみとめるというのがキラファト運動時代からのかれのかわらざる態度であるが、それがこのようについに分割要求を支持するところへ到達したのである。ジンナーとの差はいまや多民族構成説をみとめるかどうかの1点にしばられてきた。もとよりこれは連盟の分割要求の理論的基礎にかかわる重要な差異であって、この時の交渉がもの別れとなったのも結局この点での差異のためであることは、右のガンディーの書簡にたいする翌25日付のジンナーの返書^(註13)によって明らかである。アーザードは、この時にかぎらずガンディーがモスレムの間におけるジンナーの役割を不必要に大ならしめるように行動していたとのべている^(註14)。また、当時インド国民軍をひきいてビルマにあったボースはガンディー=ジンナー会談のさなかの9月12日の放送でパキスタン創設要求への屈服はただちにイギリスへの屈服につながるとしてつよく警告している^(註15)。

この段階の帰結の主なもの、ボースと農民運動が会議派主流にたいして協力関係に立ったことがボースと会議派主流との対立をますます和解しえないものにしたこと、ボースの国外脱出によって会議派は事実上分裂したとみうること、独立達成を条件に戦争に協力することの是非をめぐるガンディーと会議派指導部のあいだに一時的にせよ

対立が生じたこと、インド撤退要求闘争は失敗したがこれによってボースとの差はうめられた形となったこと、連盟が多民族構成論の立場からインドの分割を公然と要求したこと、イギリスのみならずガンディーもこれを支持する立場をとったこと、会議派と交代する形で公然と政治の舞台にあらわれたインド共産党が会議派不在によるすきまをうめることが出来なかったこと、最後に、アメリカがインド問題に積極的な関心をしめしたことなどである。

(注1) Bose, pp. 342~343.

(注2) Azad, p. 31.

(注3) Philips, pp. 338~339.

(注4) Majumdar, p. 603.

(注5) Azad, p. 33.

(注6) ラホール決議およびジンナー演説は Philips, pp. 353~355.

(注7) Majumdar はアメリカ政府の戦時中の文書にもとづき、この時期のアメリカのインドへの関心について述べている (pp. 617~631)。

(注8) Philips, pp. 371~373.

(注9) Azad, p. 72.

(注10) いずれも Azad に収録されている (それぞれ pp. 77~79, 238~242)。

(注11) Majumdar, p. 692.

(注12) Philips, pp. 356~357.

(注13) Philips, pp. 357~360.

(注14) Azad, pp. 93~94.

(注15) *Selected Speeches of Subhas Chandra Bose* (New Delhi, 1962), pp. 223~225.

V 第5の段階

この段階は、第2次大戦の終結の前後から47年2月20日のアトリー声明にいたる時期である。

この段階の比較的早い時期にイギリスはついにインドにおける政治権力を放棄する決意をかためた。これにはいくつかの要因がはたらいているが、ここでは経済的要因(イギリスのインドにたいする経

済的優位の逆転)および国際的要因(アメリカ、ソ連の対英圧力)は一応別にして、行政的、軍事的要因をいちべつする。

行政の面では、戦時中につづいて戦後も内閣使節団の一員としてインドに派遣されて交渉にあたったクリップスは、のちに47年3月5日の下院での演説^(注1)において、イギリスの撤退決意が部分的にはそのインドにおける行政能力の低下によるものであるとして、戦時中イギリス人文官の登用が停止されていたため戦争終結時には本来ならばすでに帰国していたはずの多数のイギリス人文官がいまだに勤務しており、戦後になってもあたらしい補充を停止することが46年6月に決定されたこと、インド人文官がイギリスよりもしだいに「将来権力をにぎるであろうインドの諸政党」に指示をおおぐようになったことを述べている。

軍事的要因はより重要であったと思われる。戦争の初期にイギリス軍が日本軍に敗北したことはその軍事的威信をきずつけた。クリップスが上の演説でいっているように戦後動員解除が急速にすすんだ結果大兵力をインドに常駐させることが出来なくなった。46年1月にはカルカッタ空港にあったイギリス空軍が早期の動員解除を要求してストを行なったほどである。インド軍については、その戦時中の捕虜の多くがボースのインド国民軍に参加したのみならず、ビルマ奪回に際してインド軍とインド国民軍のあいだに「広範囲の交歓」^(注2)がみられた。45年11月、旧インド国民軍将兵にたいする裁判がはじまると、会議派はかれらの弁護にまわり、そのため刑の執行は不可能となった。インド軍将校のインド人化もすすみ、インド軍に配備されているイギリス将校は戦争終結時に1万1400人であったものが、47年までには4000人に減少する予定であった^(注3)。こうしてイギリスが

みずからの軍隊を大量にとどめおくこともインド軍に十全の信頼をおくことも出来ないという状況が生じつつあった時に、46年2月18日、インド海軍の拠点であるボンベイ港でインド水兵の叛乱が起こった(23日に終結)。

イギリス政府が3人の閣内相からなる内閣使節団のインド派遣を公表したのは実にその翌日の2月19日であるから、この二つの出来事のあいだに関連を見い出そうとするのはむしろ自然である(註4)。インドからの撤退はさげられないものであるという認識はおそらくこの派遣の発表の前後に、そしてこの使節団がインドに到着した3月24日より以前になされたのではないであろうか。

イギリスがこのようにインド軍に信頼をおきえなくなったのは、1857年の「セポイの叛乱」以来はじめてのことであると思われる。

上来のべてきたイギリス撤退の諸要因のうちには会議派独立運動自体をふくめてはいない。すでにみたように33~34年の「敗北と降伏」を最後として会議派は反英運動の主体たることを停止している。イギリスからみれば38~39年にボースの指導下にふたたび会議派がこのような方向にむかう危険があったが、ガンディー派のボース排除によってこの危険は去り、42年の撤退要求闘争も失敗に帰している。他方、連盟は、40年のラホール決議以来、会議派が主敵であるとの態度を一層鮮明にした。このように会議派あるいは連盟はそれ自体がこのイギリス支配の最後の時期においてこの支配を直接にゆるがせる存在であったとはいえない。しかし、会議派および連盟の存在は、イギリスがその権力をあけ渡すべき主体がすでに形成されていることを意味した。連盟はもとよりボース排除後の会議派もイギリスに敵対的な存在であったとはいえない。そして35年統治法の限定された

選挙権と宗派別でかつ不公正な議席割当てのもとでは、とくに37年以降連盟の組織の強化が行なわれてからは、会議派と連盟は明らかにインドの2大政党であった(議会の権限が非常に制約されているから本来の政党とはいえないが)。45年末から46年はじめにかけて、35年統治法下における最初にして最後の中央下院選挙と2度目で最後の州議会選挙とが行なわれたが、その結果はいずれもこのような2大政党の存在を再確認した。イギリスにとってはもとより35年統治法は大義名分であったから、内閣使節団は安心してこれら2大政党との、そして事実上2大政党のみとの交渉にはいった。その交渉において宗派問題が、したがって会議派と連盟の主張の調整が主たる問題となることはすでに既定の事実であった。のちに発表された使節団の声明が「われわれは最善をつくしてインドの統一か分割かという基本問題に関して二つの主要政党が同意に達するように助力した」といっているのはそのためである。

内閣使節団はほぼ2カ月の交渉ののち5月16日に声明を発表した(註5)。使節団はまず「回教徒連盟が主張する通りの[6州よりなる]分離され完全に独立したパキスタン主権国家」につき、ついで「モスLEMが多数をしめる諸地域のみにかざられた小パキスタン主権国家」について検討した結果、いずれの場合にも宗派的少数派の問題は解決されず、また小パキスタン案にふくまれるベンガル、パンジャーブ両州の分割はその住民の大きな部分の意志に反するとし、その他の諸要因も考慮した結果、分割の問題については「われわれはしたがって現在イギリスの手中にある権力が二つのまったく分離された主権国家にわたされるべきであるとイギリス政府に勧告することは出来ない」(第11節)と結論している。ついで使節団は近い将来制

定されるべき憲法の内容について、中央の権限が制限されて州に大幅な権限があたえられ、若干の州同志が自治的なグループをくむことが出来、各州が憲法を10年ごとに検討しうるような単一の連邦の創設を提案している。この声明についてマジウムダールは「内閣使節団の手ではじめてパキスタン構想にたいするもっとも説得的で強力な反論がなされた」^(注6)と評価しているが、事実、会議派は29年大会でネルー報告を否定して以来、宗派問題についてはこれにかわる解決案をしめていないといつてよいであろう。かえって今回の内閣使節団が分割のもたらすであろう結果についてはじめてある程度科学的な分析を行なったのである。

内閣使節団の声明はまず5月24日の会議派運営委員会できりあげられた。同委員会はこの声明の受諾を決定してはいるが、それにはいくつかの留保条件がつけられており、また、将来の制憲議会が憲法を最終的に決定する機関であると明言している^(注7)。すなわち、それは声明の無条件受諾ではない。これにたいし、6月6日の連盟委員会(会議派のAICCに相当)の決議^(注8)は、声明におけるパキスタン要求のあつかいは不当でありパキスタン創設はインド・モスレムのかかわらざる要求であるとして声明を非難してはいるものの、州グループの提案のなかに将来のパキスタンの基盤が内在しているから制憲議会に参加すると述べている。すなわち、それは提案受諾にあたってとくに留保条件を付してはいないから、その意味では受諾に、より積極的であり、すくなくとも即時分割の態度をとってはいない。連盟委員会はこの決議を3日間の討議ののち満場一致で可決したといわれる^(注9)。

会議派はこの前後に6年ぶりでアーザードの後任議長を選出を行なった。この時、パテルはガン

ディーの要請によって合計3度目にネルーのために立候補を辞退した。プレッチャーのいうようにそれは「かれ〔ガンディー〕が独立インドの初代首相としてネルーをえらんだ」^(注10)ためであろう。そのことのより深い意味は1929年以來のガンディー派とネルーとの連合関係を独立後にも継続してゆくことであった。アーザードからネルーへの交代が行なわれたのは7月上旬のAICCにおいてであったが、この会議は205対51をもって^(注11)内閣使節団の声明受諾を可決した。この会議の席上およびその後の記者会見においてネルーは会議派はこの声明にふくまれる提案を字義通りに受諾したのではなく、制憲議会が最終の決定権をもつとべている。アーザードおよびマジウムダールは、このネルーの発言が連盟を一挙に硬化させたとしている^(注12)。しかし、このネルーの発言は5月24日の運営委員会決議とほぼ同様の内容と思われるから、さきに連盟委員会が声明を事実上無条件で受諾したのは、それが5月24日の決議をまだ知らなかったためであろうかと思われる^(注13)。いずれにせよ、7年末にふたたび開かれた連盟委員会は内閣使節団の声明を拒否し、パキスタン創設のため8月16日に「直接行動」(Direct Action)を行なうことを決定した。この直接行動はカルカッタを中心に実行されて^(注14)、宗派問題解決の前途をきわめて暗たんたるものならしめ、インドの分割は事実上この日に決せられたのである。カルカッタが直接行動の中心地となったのは、45~46年の州議会選挙の結果ベンガル、シンドの2州に連盟の州政府が成立しており、とくにベンガルのそれが安定していたためであると思われる。

9月2日には会議派議長としてのネルーを副総裁(総裁は総督)とするいわゆる中間政府が成立し10月に連盟がこれに閣僚を送った。12月には制憲

議会在召集された。しかし、中間政府は分裂状態となり、制憲議会は開店休業をしいられて、いよいよ終局をむかえることになる。

この段階では、イギリスがその国際的地位や軍事的、経済的、行政的能力の低下のため、ついにインドにおける政治権力を放棄することを決意した。35年統治法の選挙制度のもとで45～46年に2大政党として再確認された会議派と連盟が、イギリスの遺産相続人として内閣使節団との交渉にあたった。使節団の使命は失敗し、46年8月の連盟の直接行動によって分割が決定的となった。会議派内部ではガンディー派とネルーがひきつづいて協力関係をむすんだ。

(注1) Philips, pp. 393～397.

(注2) Majumdar, p. 737.

(注3) Michael Edwardes, *The Last Years of British India* (London, 1963), p. 96. 本書は46～47年を中心としたインド政治史である。以下 Edwardes と略する。

(注4) Majumdar, p. 753; Brecher, pp. 308～309.

(注5) Philips, pp. 378～382.

(注6) Majumdar, p. 766.

(注7) Philips, pp. 382～384.

(注8) Philips, pp. 384～385.

(注9) Azad, p. 150.

(注10) Brecher, p. 315.

(注11) Majumdar, p. 769.

(注12) Azad, pp. 154～162; Majumdar, pp. 769～774.

(注13) Azad, Majumdar の両者とも5月24日の決議にはふれていない。

(注14) カルカッタでの直接行動については Edwardes, pp. 117～119. また Leonard Mosley, *The Last Days of the British Raj* (London, 1961) の Ch. 1 をみよ。モズレーのものはやはり46～47年に関する政治史である。以下 Mosley と略する。

VI 第6の段階

これは47年2月20日から同8月15日までのみじ

かい時期である。

アトリー首相は2月20日に下院で声明を発表し、現在制憲議会在機能がいないために憲法制定がむずかしい状態にあるがイギリス政府の意向は「1948年6月よりもおそくない時期までに」権力の移譲を行なうことであると述べ、さらにその時までに憲法が出来る見込みがない場合には、イギリス政府は「英領インドを統轄するような何らかの形の中央政府に全体として、またはいくつかの地域では現存の[権力移譲時の]州政府に、あるいはもっとも合理的でインド国民の利益にもっともかなった他の方法で」のいずれによって権力移譲を行なうかを考慮せざるをえないであろう(第10節)と言明した^(注1)。ここで州政府を権力移譲の相手とすることもありうるとしているのはあきらかに連盟の分割要求をみとめることに道を開いたものであり、内閣使節団声明のイギリス政府自身による否定につながるものである。この声明をきっかけに連盟はベンガル、シンドにつづいてパンジャブに連盟による州政府を樹立すべくあらゆる手段をつくすことになるのであり、これが分割前後の時期において同州で無数の悲劇を生むことにつながった^(注2)。またこれをきっかけに2大政党の対立はいっそう激化の方向をたどる。とくに連盟はいまや事実上会議派とヒンドゥ(およびパンジャブにおいてはシーク)のみを敵とみなした観があった。46年8月16日の直接行動の結果カルカッタでは実に数千の死者が出たが、すでにこの時に「1人のイギリス人も攻撃をうけなかった」^(注3)のである。このようにアトリー声明の結果インドの諸問題にたいするイギリスの責任はインド人に転嫁され、しかもインド人自身がそれをさらに相互に転嫁することになった。この構造はまもなく47年8月の分割によって制度的に定着させられることにな

り、以来今日にいたるまで独立後のインド、パキスタン両国は宗派問題を解決していない。同時にイギリスは新しく誕生した二つの国家と友好関係をたもちその権益——戦時中かなり縮小されはしたが——を保証されることになった。要するに、イギリスはコミュニズムを解決しえなかったばかりか、それを解決不可能ならしめることにみずからの利益を見出した。マジュムダールはアトリー声明について「多分ほかのイギリスの閣僚はだれも……アトリーの勇気、先見、インドへの理解をもってはいなかった」^(注4)と高く評価しているが、以上のことからしてこれに同意することは出来ない。Vでふれた3月5日のクリップスの下院演説はこのアトリー声明をうけて行なわれたものであるが、かれはここでアトリー声明を支持し、それにしめされたタイム・リミットはイギリスとしてそれをこえてインドを統治することが出来ないというものであること^(注5)、イギリスとしてはこのような期限付き撤退かあるいはさらに非常に長期間インドにとどまるかの二者択一に立たされていること、をのべている。

分離独立まえの最後の総督としてマウントバッテンが3月下旬に赴任してからというものの事態はきわめて急速にうごいた。かれは2大政党およびシーク教徒の代表と協議して2カ月余りで最終的な分割案を作製し、6月3日にこれを発表した^(注6)。これはパンジャブおよびベンガル両州の分割に道を開くもので、前年の内閣使節団声明にとりあげられている小パキスタン案に相当するものであった。翌6月4日にマウントバッテンは権力移譲の時期をアトリー声明にしめされたタイム・リミットよりも大幅にくりあげて8月15日前後に実現したいと述べた。会議派はネルーの後任者であるクリパラニ(J. B. Kripalani)議長のもとにまず

6月3日の運営委員会でこの分割案を承認した。つづいて6月14～15日のAICCが、これを承認した。その票決の結果は賛成157、反対29、棄権32^(注7)とも、賛成153、反対29、棄権36^(注8)ともつたえられる^(注9)。これにたいし、連盟委員会は6月10日に400対8^(注10)をもって分割案を承認した。

分割の基本原則が決定するとそれにしたがっていくつかの選択が行なわれた。ベンガル、パンジャブ両州の分割はそれぞれの州議会議員の投票によって決定した。シンド州のパキスタン帰属も同州州議会議員の投票によって決定した。西北辺境州の帰属は同州での有権者投票で決まった。英領バルチスタン地方のパキスタン帰属は同地方の部族首長の会議で決せられた。最後に、アッサム州シルヘート県は住民投票を行なってパキスタン帰属を決めた。分割原則の決定にあずかったAICCおよび連盟委員会のメンバーは合計しても1000人にはるかにみえない。地方的な選択の場合でも西北辺境州の有権者投票とシルヘート県の住民投票では合計70万人の投票者があったが、他のベンガル、パンジャブ、シンド、バルチスタンの場合の選択参加者は合計してもおよそ500人前後にすぎない。かつて会議派運動の初期の頃にイギリスは会議派を目して「顕微鏡的な少数者」を代表しているにすぎないと風刺したが、分割という一大決定に参加することの出来た人々の数はこのように文字通り「顕微鏡的な少数者」であった。このことは新生両国家の性格をいくぶんか暗示していると思われる。

会議派においては戦時中ガンディー自身がパキスタン創設支持の立場からジンナーと交渉を行なったことがある。しかし、この段階になると、かれは分割を積極的に支持してはいなかった。これ

にかわってパテルを先頭に会議派の指導部が少しずつ分割容認にかたむいていった。こうしてガンディーと指導部のあいだには漸次みぞが生じた。この差異は政治権力の問題と かかわりをもつ意味において戦時中の一時期に生じた 両者の差異がふたたびあらわれたものとみることが出来る。けれども、この場合それは独立達成を目前にしていただけにはるかに深刻なものであり、最後までうめられることがなかった。アーザードは「インドにおいてマウントバッテン卿の〔分割は必至であるとの〕考えに最初に屈した人物はサルダール・パテルであった」^(E11)と会議派指導部の分割受諾が——したがってかれらとガンディーの対立も——マウントバッテンの着任後のことであるとしている。しかし、モズレーによれば、すでに3月はじめに運営委員会はパテルの提案にもとづいてパンジャブの分割を是認する重大な決議を、故意にガンディーおよび分割に積極的に反対していたアーザードの不在の時を見計らって可決し、しかもそのことをガンディーに通知しなかった^(E12)。この通りであるとすれば 会議派指導部とガンディーの対立はアーザードのしめすところよりも多少早くからみられたのであるが、モズレーの右の部分の叙述からはこの決議はマウントバッテンの着任以後のことであって3月はじめとあるのはあやまりであるように思われる。いずれにせよ、パテルについてネルーが分割を受け入れ、そして右の決議が可決されたことによって、会議派の分割にたいする態度は事実上決まったのである。

ガンディー自身もマウントバッテンやパテルの分割支持の影響をつよくうけたことは事実でありそのことが分割反対においてかれの支持を「わたくしの唯一の希望」としていたアーザードをして「生涯の最大のショックをうけた」^(E13)といわしめ

た。会議派として分割案の受諾を最終的に決定した6月のAICCにおいても、ガンディーは「〔分割案支持の〕決議案に反対する感情がたかまりつつあった時に」40分間にわたる賛成演説を行なったが^(E14)、これはおそらく前記の票決の結果にある程度の効果をもたらしたであろう。かくしてこの段階のみをとってみてもガンディーが分割促進に積極的な一役をかったことはうたがいないところである。けれどもその一方でかれは分割の前後の時期にカルカッタに滞在し、前年の直接行動への反動が予想された雰囲気の中にあってひたすらヒンドゥ、モスLEM間の友愛のためにつとめた。独立達成の当日、かれはデリーの祝典に参加せず、カルカッタのスラムにあって断食し、糸をつむぎ、祈りをささげた^(E15)。結局かれは心から分割を歓迎出来なかったのである。戦時中からみたこのような変化がいつ頃生じたかは明らかでないが、かれが当時同一家族員同志としての分離という見地から分割を支持していたことを考えるならば、今回の消極的態度が、とくに直接行動日以来両宗派の関係が悪化しつつあって現在提案されている方向での分割はその間の友愛をかえってさまたげるものであると考えたためであることは容易に推定しうる。それはかつてジンナーの多民族構成論に反対したのと同一の立場であった。ではかれは6月のAICCにおいてなぜ分割案受諾に反対せず、かえってその支持にまわったのであろうか。

当時の会議派最高指導部はパテル以下のガンディー派とネルーとの協力関係にもとづいて出来あがっていたのだが、この関係はガンディーが29年のラホール大会以来長年にわたってきずきあげてきたものである。いまや分割の問題についてガンディーは、かれらからほとんど孤立している。しかし、かれとしてはかれらなしの、とくにネルー

とパテルの2人なしの新生インドを考えることは出来なかったであろう。AICC でかれが「もしも〔分割案を〕拒否したとすればその結果われわれは運営委員会を構成しそのうえ政府の責任をもとれるような新しい指導者の一群をみつけなければならなくなる」^(註16)と発言したのもこのことをしめすものであろう。独立達成後ネルーとパテルの対立があらわれてくると、ガンディーはその宥和をのぞみ、暗殺の当日にもパテルをしてネルーと協力することを約束させているのである^(註17)。

このように分割にたいするガンディーの態度には表面のさまざまな変化の底にヒンドゥ＝モスLEM間の友愛というかわらざる関心が存在していたことがうかがえる。この関心は1919年にはじまるキラファト運動以来死の直前の最後の断食(48年1月)にいたるまで一貫したものであった。それはハリジャンの向上、手紡ぎ手織り産業の普及とともにかれのいわゆる建設的プログラムの三本の柱をなした。しかし、この終生の努力の末にいまやあらわれたものが、コミユナルな対立の激化であり、それを制度的に肯定することを意味したパキスタンの創設であり、また、インド分割をめぐる会議派首脳部との、とくにその直系であり同じグジャラート出身のパテルとの対立であったとすれば、ガンディーの生涯の決算はどうなるのだろうか。

それでは会議派指導部はガンディーと対立してまでなぜ分割を受け入れたのであろうか。6月のAICCで運営委員会を代表して分割案受諾を提案したパント(G. V. Pant)は「それによって強力な中央権力を有するインド連邦〔の誕生〕が保証されるであろう」^(註18)とのべている。その際の討論においてネルーも「強力な中央政府の樹立」がこの際必要であると発言している^(註19)。46年の内閣

使節団声明の2大政党による受諾の可能性を失わせた同年7月のネルーの発言の重点の一つも中央政府の権限の問題であった。このように、会議派は、分割という犠牲を払っても強力な中央権力を確保しようとしていたことがわかる。内閣使節団声明と50年1月26日に公布されたインド憲法とを比較してみると後者の方がはるかに強大な権限を中央政府にあたえていることに気付くであろう。同時に、会議派首脳部は、この段階において権力確保を非常に急いでいたといつてよいであろう。かつて会議派が大衆運動を指導していた時代には、ガンディーは1922年および33年にいずれも非政治的な理由にもとづいて、発展しつつあった大衆運動に待ったをかけた。しかし、イギリスの撤退決意とその背後にあるイギリス支配の致命的弱点とがあきらかにされ2大政党がこれと交渉を行なって権力獲得が目前に迫っている現在、ガンディーといえどももはやこの動きをとどめることはゆるされなかった。ガンディーが宗派的融和の観点から連盟のみによる中間政府の設立をマウンテンバッテンに進言したときそれは一顧だにあたえられなかった。かつて20年代にスワラージ党に対抗して議会ボイコットを主張したガンディー派は37年の州政府樹立問題以後権力獲得に積極的となった。このことは軍隊の分割の問題においてもあらわれていて、アーザードのいうように、パテル、プラサード、クリパラニ、ゴージュ(P.C. Ghosh)のような人々がかつて非暴力は信念であると言明していたにもかかわらずいまや「かれらのだれ一人としてインド軍を解体すべしとはいわなかった。かえって、かれらは〔イギリス人総司令官やアーザードの反対をおして〕インド軍も分割してただちにインド政府の統制下におくべきであると主張した」^(註20)のである。

会議派首脳部はこうして強力な中央政府の早急な樹立を切望するようになっていたが、このような観点からかれらのなかでもっとも早く分割に賛成しもっとも強力にこれを推進したのはパテルであった。これと対極に立っていたのがアーザードであって、かれは分割案を承認した AICC ではおそらく運営委員の一員であるためであろうがパントの決議案に賛成したが、それまでは終始分割に反対していた。当時会議派はビルラ (Birla) をはじめインドの有力な資本家グループと密接な接触をもっていた。ガンディーはしばしばビルラ邸に滞在したし、運営委員会さえもビルラ邸でひらかれたことがあった。当時これらのグループはイギリス企業の買収などによって隠然たる力をもつにいたっていた。強力な中央政府の早急な樹立という会議派の指向の背後にはおそらくこのような有力資本家層の要求があったものと推定される。会議派首脳部がこのような立場に立つかぎり、ガンディーとの対立が生じたのは当然である。会議派が大衆運動を指導した時期にはガンディーの存在はかれらにとって必要不可欠であったが、それも 42 年 8 月をもって終った。いまやガンディーの宗派間融和の希望はほとんど無視された。このような対立が 48 年 1 月 30 日のガンディー暗殺につながってゆくことはアーザードがその自伝でわれわれにつげるところであるが、かれのトーンはあたかもパテルをその直接の責任者として糾弾しているがごとくである^(註21)。あるいはかれは行間においてビルラをも糾弾していたのかもしれない(暗殺当時もガンディーはデリーのビルラ邸に滞在していた)。47 年 3 月末にガンディーは当時の分割反対の気持をアーザードにつけて「[もし分割がなされるとすれば]それは私のしかばねをこえてのことであろう」^(註22)と述べたが、ある意味ではそのとおりの結果

となったのである。

7 月 4 日にイギリス政府はインド独立法案を下院に提出した。アトリーは 7 月 10 日の下院での演説で^(註23)「インドの自治を達成するための最善の方法を考えるうえでわれわれすべてが直面した最大の困難は諸宗派間の相互の信頼と寛容の欠如であった」と述べ、今回の法案の提出は「インドにおけるイギリスの使命の達成」であって「モーレー＝ミント提案、モンタギュー＝チェルムスフォード提案、サイモン委員会報告、円卓会議、1935 年法、クリップス使節団派遣の際の声明、尊敬すべき友人たち [内閣使節団] の昨年インド訪問」とつづく一連の措置の延長のうえにあるものとしている。ここには、インドにおける進歩はイギリスによってはじめてもたらされうとする外圧説の思考と、分割の原因があげてインド側にあるとする責任転嫁とが、一言でいえばサイモン委員会の一員であった時以来のかわらざるアトリーの顔がみられるのである。

この段階はアトリー声明をもってはじまった。それは分割の可能性をしめすことによってインド国内の対立を激化させ、またかくすることによってコミユナルな対立の責任をインドに転嫁した。数カ月後に 2 大政党は小パキスタン構想を受諾し、分割が決定した。これは新生の両国家にとって宗派的対立を制度化したことを意味した。分割決定に参加したのは 2 大政党の指導部を中心としたおどろくほど少数の人々である。

会議派指導部内のガンディー派とネルーはともに強力な中央政府をすみやかに樹立するため分割の受諾で一致した態度をとった。このことが独立後の両頭体制を準備することになった。ガンディーは両宗派間の友愛維持の見地からいまや分割を歓迎しえなかったが、ネルー、パテルなどのため

に反対をおし通さなかった。しかし、戦時中の時期につづいて会議派指導部とかれとの間により深刻な対立が発展し、かれの暗殺の背景をなした。

インドとパキスタンはそれぞれ会議派と連盟をイギリスの遺産相続人としていずれも47年8月15日に自治領として独立を獲得した。

(注1) Philips, pp. 391~393.

(注2) 分割直前のパンジャブの情勢については Mosley, pp. 202~218, 232~237 をみよ。

(注3) Edwardes, p. 119.

(注4) Majumdar, p. 790. Majumdar がアトリー声明の引用において「現存の州政府云々」の部分省略しているのはうなずけない (p. 791)。オーストラリアの国際政治学者マクマホン・ボールはアトリー声明の意義についてつぎのようにのべているが、かならずしも説得的でない。「1947年2月20日にアトリー氏は19世紀的帝国主義の終末をつげた……。アトリー氏はイギリスのみを代表して、またインドのみについて述べたのであるが、その言明の意味するところは、はるかに広がった。それは、ヨーロッパがもはやアジアを統御出来ないことを表明したものであった」W. Macmahon Ball, *Nationalism and Communism in East Asia* (Melbourne, 2nd ed., 1956), p. 162.

(注5) 48年6月というタイム・リミットはアトリー声明と同時にインド総督に任命されたマウントバッテンの個人的事情にもよるものであった (Mosley, p. 107)。

(注6) Philips, pp. 397~402.

(注7) Majumdar, p. 813; Edwardes, p. 171.

(注8) Brecher, p. 349.

(注9) Azad が票決結果を29対15としているのはあやまりであろう (Azad, p. 198)。

(注10) Brecher, p. 349.

(注11) Azad, p. 183.

(注12) Mosley, pp. 98~102.

(注13) Azad, pp. 186~187.

(注14) Majumdar, p. 811.

(注15) カルカッタにおけるガンディーについては Edwardes, pp. 215~217, 221; Mosley, pp. 219~225 をみよ。

(注16) Majumdar, p. 811.

(注17) Brecher, pp. 384, 399. この協力関係が独

立後に「ネルーニパテル体制」といわれる両頭政治となるのである。両派のバランスはパテルの死後第1回の総選挙をひかえた51年9月に破れた。

(注18) Majumdar, p. 809.

(注19) Majumdar, p. 811.

(注20) Azad, p. 94. また pp. 201~202も参照。

(注21) Azad, pp. 213~225.

(注22) Azad, p. 186.

(注23) Philips, pp. 403~406.

(調査研究部)